

長期評価部会の設置について

令和 8 年 6 月 2 3 日
火山調査研究推進本部
火 山 調 査 委 員 会

火山に関する基礎情報に基づいて火山活動度の客観的な評価指標や全国の活火山を評価する基準等を検討し、活火山の選定、及び活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山の選定や、活火山の活動度のランク分けに資する、長期的な観点からの噴火の可能性の評価を実施するため、本委員会の下に長期評価部会（以下「部会」という。）を設置し、以下の事項について調査審議を行う。

1. 審議事項

- （１）火山に関する基礎情報に基づく火山活動度の客観的な評価指標や全国の活火山を評価する基準等の検討
- （２）活火山の選定、及び活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山の選定や、活火山の活動度のランク分けに資する、長期的な観点からの噴火の可能性の評価
- （３）その他必要な事項

2. 構成員等

- （１）部会の構成員は、火山調査委員会の委員及び専門委員の中から火山調査委員会委員長が別途指名する。
- （２）部会に部会長を置き、部会の構成員の中から火山調査委員会委員長が指名する。
- （３）部会長は、部会構成員以外の専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

3. その他

上記に定めるもののほか、部会の議事その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。